

特定施設等利用契約標準運営規程

（本規程の目的）

第1条 この規程は、介護予防特定施設入居者生活介護又は特定施設入居者生活介護（以下、「特定施設等」という。）の運営に当たって、事業の運営について重要な事項を定めるものであり、事業者がこの「運営規程」に従って事業の円滑な運営を行うことを目的とします。

（運営の方針）

第2条 特定施設等は、利用者（特定施設等の利用契約者をいう、以下同じ。）に対し、利用契約書第3条ならびに第4条に定めるサービスについて、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう提供します。

2 ホームが提供する特定施設等のサービスは、介護保険法令等の内容に沿ったものとします。

3 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、必要とされるサービスの提供に努めます。

4 サービスの提供は、個別の介護予防特定施設サービス計画又は特定施設サービス計画（以下、「特定施設等サービス計画」という。をいう、以下同じ。）を作成し、利用者の同意のもとに実行します。

5 利用者の個人情報の取り扱いについては、その利用目的を示し本人のあらかじめの同意を得て取り扱うものとし、個人情報保護法の精神に立って、個人情報の管理等に努めます。

（従業者の職種、員数及びサービス内容）

第3条 特定施設等に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は「（介護予防）特定施設入居者生活介護利用契約書（重要事項説明）」記載の「職員体制」に示します。提供するサービスの内容は「介護サービス等一覧表」にも示されています。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 カーサプラチナ花小金井
- ② 所在地 東京都小平市鈴木町一丁目 209-1

（入居定員及び居室数）

第5条 入居定員は86名、居室数は82室とします。

（特定施設等のサービス内容）

第6条 特定施設等における「介護保険給付対象サービス」と「介護保険給付対象外サービス」の内容は添付の「介護サービス等一覧表」に示します。

（利用料及びその他の費用の額）

第7条 特定施設等の利用料、その他利用者が負担する費用の額は「重要事項説明書」に示します。

(利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続)

第8条 利用者を他の介護居室に移して介護を行う場合は、入居契約書に基づき利用者の意思の確認を行い、同意を得ることとする。

(ホームの利用に当たっての留意事項)

第9条 ホームの利用に当たっては、当該有料老人ホームの管理規程の内「居室等の使用細則」、「共用施設等の利用細則」等に従って対応していただきます。

(緊急時等における対応)

第10条 利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関に連絡をとり、適切な対応を行います。

(非常災害対策)

第11条 非常災害が発生した場合、「防災計画」に従い、利用者の避難等について適切な処置を講じます。

2 非常時に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、避難訓練等を行います。

3 スプリンクラー、自動火災報知機、避難階段、誘導灯などの防災設備は法令に準拠しています。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は利用者の人権擁護・虐待防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施する。

(4) 上記措置を適切に実施するための担当者を配置する。

2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要な事項)

第13条 その他運営に関する重要事項として、利用契約において事業者の守秘義務、損害賠償義務、苦情処理等について規定し、これらに従った対応を行います。

2 この規定に定める事項の他に、指定特定施設等のサービス提供上で重要な事項が生じた場合には、事業者はその都度適切な対応を図り、利用者保護の観点に立って、問題の解決に当たります。

3 問題の対応策又は対応結果については、運営懇談会等において説明し、利用者の理解を得るよう努めます。

附 則

この規程は、2022年7月1日から施行する。